



税金

Tax

町税の主なもの

市川三郷町税務課
三珠庁舎／住民サービス係
六郷庁舎／住民サービス係

種 類	納 税 義 務 者	備 考
町 民 税	・ 1月1日現在、町内に住所がある方で、前年中に所得があった方 ・ 1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方で、町内に住所がない方	・ 税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出しますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。 ・ ただし、給与収入のみのサラリーマンや、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。 ※町民税が課税される方は、県民税もあわせて課税されます。 ※生活保護を受けているなど納税困難な方は、申請により税の減免を受けられる場合があります。
固定資産税	・ 1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する方	・ 固定資産課税台帳の縦覧期間は、4月1日から第1期納期限までです。 ・ なお、事業用償却資産の所有者は毎年1月31日までに申告してください。
軽自動車税	・ 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農業作業用を含む）を所有する方	・ 申請により、身体に障害のある方などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は減免される場合があります。

※上記のほか、税金の使い道を特定して賦課し、その特定された使用目的や事業の経費とされる目的税として、都市計画税、入湯税があります。





町税の納期

[町民税]

期 別	納付期限
第 1 期	6月30日
第 2 期	8月31日
第 3 期	10月31日
第 4 期	1月31日

[固定資産税]

期 別	納付期限
第 1 期	4月30日
第 2 期	7月31日
第 3 期	12月25日
第 4 期	2月末日

[軽自動車税]

期 別	納付期限
全 期	4月30日

■ 町民税（特別徴収）

- ・月割額を翌月10日までに納付

※9月までは、旧町区域での納付を、10月からは新町の納付書で納付をお願いします。

「市川三郷町」になって変わる事・変わらないこと

■ 税率

- ・個人町民税の均等割は平成16年度から、地方税法の改正により全国同一の3,000円となりましたので、変わりません。
- ・個人町民税所得割、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の税率は、今までどおりの標準税率です。
- ・都市計画税は、当面現行のとおりです。

■ 原動機付自転車等の標識

- ・「市川三郷町」になっても旧三珠町・旧市川大門町・旧六郷町発行の標識（ナンバープレート）は有効です。
- ・「市川三郷町」のナンバープレートは、「市川三郷町税務課」「三珠庁舎」「六郷庁舎」で取得及び廃止ができます。

■ 納付書

- ・平成18年度から「市川三郷町」発行の納付書になります。

■ 町民税・固定資産税の納期前納付報奨金は、平成18年度から廃止となります。



口座振替

町税、国民健康保険税などは、金融機関にあるあなたの口座から自動振替の方法で納めることができます。口座振替を利用されますと、納期ごとに金融機関などにお出かけいただくことなく、自動的に指定口座からお支払いいただけます。

なお、これまでに口座振替の手続きをされている方は、合併になっても改めて手続きをする必要はありません。

■ 申込み手続き

対 象	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、学校給食費、保育料、保育給食費、町営住宅使用料、上水道使用料、簡易水道使用料、下水道使用料、農業集落排水使用料、戸別浄化槽使用料、駐車場使用料、住宅福祉利用料、訪問看護料、配食サービス利用料、ホームヘルプサービス利用負担金
取扱金融機関等	西八代郡農業協同組合本店・支店、山梨中央銀行本店・支店、山梨信用金庫本店・支店、山梨県民信用組合本店・支店、郵便局
申込み方法	あなたの預金口座のある取扱金融機関などの窓口でお申込みください。 ※必要なもの ・ 申込み用紙（役場、各庁舎及び町内各金融機関などに備え付けてあります） ・ 預金通帳及び通帳届出印

■ 口座振替科目の引落日

振替科目	引 落 日	振替科目	引 落 日
町 県 民 税	6・8・10・1月 各納期の末日（ただし、全納の場合は、6月末日）	簡易水道使用料	毎月26日
固 定 資 産 税	4・7・12・2月 各納期の末日（ただし、全納の場合は、4月末日）	下 水 道 使 用 料	毎月26日
軽 自 動 車 税	4月30日	農業集落排水使用料	毎月26日
国民健康保険税	7・8・9・10・11・12・1・2・3月 各納期の末日	戸別浄化槽使用料	毎月18日
介 護 保 険 料	毎月25日	駐 車 場 使 用 料	毎月26日
学 校 給 食 費	毎月末日	住 宅 福 祉 利 用 料	毎月18日
保 育 料	毎月26日	訪 問 看 護 料	毎月18日
保 育 給 食 料	毎月26日	配食サービス利用料	毎月18日
町営住宅使用料	毎月25日	ホームヘルプサービス利用負担金	毎月25日
上 水 道 使 用 料	毎月26日		

○引落日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日です。

○引落日に残高不足にならぬよう注意して下さい。万一、残高不足で引落不能の場合は、納付書を送付しますので、現金にて役場（支所）または指定金融機関・収納代理金融機関へ納めて下さい。

○その他、詳しい内容について、お申し込みの際にご確認下さい。